

保護者 様

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

栃木市教育委員会

栃木市教育委員会では児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、**学校の管理下**において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対し行う制度です。（※ 学校の管理下とは ①授業中 ②課外活動中 ③通学中 ④休憩時間中 などです。）

加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校に提出してください。

1 給付の種類、給付額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	骨折、ねんざ、打撲、切り傷など	●医療費総額の 10分の4 窓口支払分（10分の3）+ 10分の1 （加算分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
しっぺい 疾病	学校給食等による食中毒、熱中症、溺水、異物の嚥下又は迷入による疾患、漆等による皮膚炎、負傷による疾病等（文部科学省令で定めるもの）	
障害	負傷および疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通学中の災害は半額）
死亡	上欄の負傷又は疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害及び突然死は半額）

※ 医療費の支払いは、療養に要する費用の総額が5,000円以上（保険診療の場合、窓口での支払いが1,500円以上）のものに限ります。また、負傷・疾病について病院又は診療所に受診した日から2年以内に請求しないと時効になります。同一災害による医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

※ 学校管理下の災害については、災害給付制度を優先してご利用ください。

他の医療助成制度（こども医療費助成制度など）と重複して利用しないでください。

2 共済掛金（年額）*学校一括集金の中から支出します。

保護者負担額 460円（児童生徒一人あたりの掛金935円のうち、475円を栃木市が負担。）

3 同意書提出締切日 4月12日（金）

4 給付を受けるとき

学校の管理下でけがをした場合はすみやかに学校へ連絡し、けがをしたときの状況等を詳しく学校へ伝えてください。（後日学校から必要書類を渡します。）

5 その他不明な点、質問等がありましたら、直接学校へお問合せください。

----- き り と り -----

同 意 書

栃木市教育委員会 あて

栃木市立栃木西中学校

年 組（児童生徒氏名）

栃木市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、上記児童生徒が加入することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

Ⓜ

参 考

◇平成30年度給付件数

	加入者数	給付件数（継続含む）	初回発生件数	給付額
小学校	7,718人	615件	396件	4,224,179円
中学校	3,983人	861件	457件	6,830,355円
合計	11,701人	1,476件	853件	11,054,534円

◇給付事例

- 校庭で遊んでいたら、転んで歯折した。
- 下校中に転んで、ねんざをした。
- 体育の授業中、ボールを受けそびれて、指を骨折した。
- 部活の試合中、転んで顔面をうち、鼻骨を骨折した。 など



こども医療費助成制度について お知らせとお願い

医療機関を受診する際、「こども医療費受給資格者証」と健康保険証を提示すると、保険診療の自己負担分の窓口払いが、基本的に不要となります。

しかし、学校管理下の災害については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入している場合、「こども医療費助成制度」ではなく、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」を優先していただくこととなります。

学校管理下の災害で医療機関等を受診する際は、窓口で、学校での災害が原因であることを伝え、本人負担額をお支払いください。（その際、「こども医療費受給資格者証」を医療機関等窓口で提示しないようご注意ください。）

その後、日本スポーツ振興センターへ学校を通して申請すると、窓口支払分（10分の3）+10分の1（加算分）等が給付されます。

※スポーツ振興センターの給付の対象にならないものもございます。その際は、市保険医療課で、「こども医療費助成制度」の申請をしていただくこととなります。